

平成27年度第2回小牧市廃棄物減量等推進審議会会議録

日時：平成27年9月16日（水）10時00分～11時30分

場所：小牧市役所 本庁舎6階 601会議室

【出席委員】

山本 和彦、松永 幸男、中村 康信、栗本 誠、落合 勝之、  
伊藤 和俊、亀井 道代、北出 恵子、上坂 敏夫、芳村 暢昭、  
石田 知早人、五藤 隆夫、川淵 義隆、井戸 新二、河村 典久、  
住田 邦久、辻 勝哉、馬場 容子、貝 隆（19名）

【欠席委員】

鈴木 淑博（1名）

【事務局】

松岡市民生活部長、廣畑市民生活部次長、川尻廃棄物対策課長、藤田係長、  
渡邊主任、竹村主事

内 容

川尻課長 【あいさつ、市民憲章唱和】

松岡部長 【あいさつ】

川尻課長 ただいまより第2回廃棄物減量等推進審議会を始めます。  
なお、この会議及び会議の議事録は公開となっておりますので、ご承知おきください。  
それでは落合会長に挨拶いただきます。

落合会長 【あいさつ】

川尻課長 【配布資料確認】

それでは、議事の進行は「小牧市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理に関する規則」第4条第2項の規定に基づき、落合会長にお願いします。

落合会長 それでは、次第にそって進行します。

<p>藤田係長</p>	<p>まず始めに、議事（1）「平成 28 年度一般廃棄物処理実施計画（案）」について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、「平成 28 年度一般廃棄物処理実施計画（案）」について説明します。資料 1 の 1 ページをご覧ください。</p> <p>「一般廃棄物処理実施計画」は、「廃棄物処理法」及び「小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」に基づき毎年策定し、告示していくと定められたものです。最終的な計画案の承認は 2 月の審議会にていただくこととなりますが、来年度の予算に関係しますので、この時期に議題として提示します。現時点では予定となる案件については、灰色で網掛けしていますのでご了承ください。</p> <p>それでは、実施計画（案）について、ご説明します。</p> <p>今年度から変更した点を中心に進めます。変更箇所につきましては、字体を変更しています。</p> <p>2 ページをご覧ください。中段にあります「家庭系パソコン等」ですが、本年の 1 1 月から第 2 資源回収ステーションにおいても拠点回収を開始するため、第 2 資源回収ステーションを加えています。これは、昨年 7 月から第 1 資源回収ステーションで開始していますが、市民の利便性の向上につながったことや導入費を一切かけずに、収入（約 90 万円）を得ることができたことから新たに増設するものです。</p> <p>続いて、「剪定枝」及び「第 2 資源回収ステーション」の運用になりますが、「家庭系パソコン等」と同様に市民の利便性の向上を目的に、これまでの土・日曜日みの開設から、利用者の安全を確保したうえで、平日にも開設できるよう、現在、検討しています。</p> <p>3 ページをご覧ください。6 の排出見込み量になりますが、（1）のごみについては、昨年度策定した「ごみ処理基本計画の目標達成値」を用いた数値となっています。詳しくは、「ごみ処理基本計画」の 70 ページでご確認ください。（2）及び（3）のし尿、し尿浄化槽汚泥については、毎年 4～7 月まで</p>
-------------	--

の排出量の合計について、過去3年間の変動率の平均を算出し、本年度の「小牧市生活排水処理基本計画」の計画量に乗じた数値となります。あくまで現時点での暫定数値と捉えてください。

続いて、同ページの下段部分、「ア 排出指導関係」をご覧ください。ボッチが4つありますが、1つ目と3つ目のボッチについて説明します。大変遅くなりましたが、現在、印刷業者からの納入を終え、「資源・ごみの分け方と出し方」の外国語版を共同住宅の管理会社や外国人を雇用している事業者の協力を得て、配布しています。また、今回の外国語版から、近年増加傾向にある「インドネシア語」及び「ベトナム語」を加えて、これまで以上に周知を図るため、内容を変更しました。

続いて、2つ目のボッチですが、各行政区の負担を軽減するため、今年度から「不衛生なもの」「事業系のもの」「排出者が特定できそうなもの」については、廃棄物対策課にて早急な対応を行っていますが、この制度が定着してきたことを受け、市での対応件数が増加しています。このため、ごみ集積場の排出指導にかかる「廃棄物適正処理指導員」を、これまでの2名から4名体制にすることで、増加した対応案件に速やかに対応できるよう人員要望を行っているため記載しています。

4つ目のボッチですが、平成24年度に開始した「ごみ収集日情報配信サービス」については、3年が経過した現状でも、全世帯数の約1.6%の方しか加入していません。また、若者や外国人の利用もメールからSNSやアプリに移行しているなど、今後、減少傾向が見込まれることから、本市においてもアプリへの移行を検討していきます。

続いて、4ページの1つ目のボッチをご覧ください。これまでも、当審議会でも、説明してきました「共同住宅の所有者等」への指導強化ですが、既に、規則を改正し、共同住宅におけるごみ集積場の設置要件を20戸から6戸に変更しています。今後は、12月に条例を改正し、共同住宅の所有者等の責務を明確化するとともに地元のごみ集積場を使用する場合に、不適切

な排出が続くなど地元との調和が図れなくなった場合には、単独でごみ集積場を設けなければならない旨を規定するなど、各行政区の負担を軽減できるよう進めています。なお、これらの周知については、条例改正の進捗にあわせて、各行政区及び共同住宅の管理会社等へ文書にて周知する予定です。

続いて、同ページの下段、「イ 減量化啓発関係」の2つ目のボッチをご覧ください。先ほど、説明しました「資源・ごみの分け方と出し方」の外国語版の日本語版となるもので、文字を極力減らし、イラスト重視で作成しましたので、出前講座等を活用して、高齢者を中心に周知します。

5ページをご覧ください。上段の「ウ 排出抑制関係」の「生ごみ処理機器購入費補助事業」については、議事(2)で説明しますので、この場は、割愛します。

続いて、6ページをご覧ください。下段の「(2) し尿及びし尿浄化槽汚泥」のウですが、こちらに記載したとおり、小牧市における生活排水処理の現状把握と将来予測について、総合的な観点から適正な処理計画を定めるため、「小牧市生活排水処理基本計画」を策定します。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項では、市町村は、その区域内における一般廃棄物の処理について、一定の計画を定めなければならないとされています。昨年度は、長期的視点に立った一般廃棄物処理基本計画のうち、「ごみ処理基本計画」を改定しましたが、平成28年度は、生活排水に関して、平成21年3月に策定した「生活排水処理基本計画」を改定します。

最後に7ページをご覧ください。(5)カセット式ガスボンベやスプレー缶等の排出方法です。

先般、札幌市において中身が入ったスプレー缶類を不適切に穴あけしたことが原因で爆発事故が発生しました。これは、中身の入ったスプレー缶を屋内で、穴あけ処理したために起きた事故です。本市では、風通しの良い場所で、ガス抜きし、穴を開けて排出するよう周知してきましたが、今回の事故を受け、中身を使い切ったものについては、これまでどおり風通しの良

	<p>い場所で、穴あけ処理を行いますが、不具合等で、どうしても中身を使い切ることができないものは、ガス抜きしない状態で、そのまま排出できるよう拠点回収を実施します。回収開始時期は、10月を予定しており、広報等で事前周知を行った後に、小牧市役所廃棄物対策課、第1・2資源回収ステーションにて回収することとしたので、新たな排出方法が加わったものとして、記載しています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
落合会長	<p>ただいまの事務局の説明について、質疑、意見等があればお願いします。</p>
落合会長	<p>資料7ページの「カセット式ガスボンベやスプレー缶等の排出方法」について、中身が入ったスプレー缶類を排出できるかどうかです。</p>
藤田係長	<p>これまでは本市では、中身が残っているスプレー缶類については、風通しの良い火の気のない場所で中身を抜き切り、穴をあけ、「危険ごみ」として排出するよう案内していましたが、先般、札幌市で発生した爆発事故の原因は不適切な穴あけが原因でした。</p> <p>これを受け、どうしても中身を使い切れないスプレー缶類については、無理な穴あけを行わず、そのままの状態を廃棄物対策課、もしくは第1、第2資源回収ステーションに持ち込めるように仕組みを整えるものです。また、使い切ったスプレー缶類の穴あけについても専用の器具を用いるなど安全に配慮いただき、どうしても穴あけを行えないものについては、絶対に危険ごみとして排出せず、持ち込んでいただくようお願いいたします。</p> <p>10月1日より、回収を行えるよう準備を進めており、また周知についても10月1日号広報こまきにて記事を掲載するなど進めていく予定です。</p>

落合会長	<p>区が穴あけのされていないスプレー缶類を大量に抱え込むことにならないよう慎重に周知を行う必要を感じます。</p>
川尻課長	<p>基本的にはこれまでのスプレー缶類は使い切っていただき、穴をあけるという方法に変わりはありません。</p> <p>しかし、高齢の方や、家庭から大量に排出する必要がある場合、怖くて穴あけができない方など、これまでも市役所に相談に来るケースは市で引き受けていましたが、原則はご自身で穴あけを行うよう案内をしていました。</p> <p>このたび、札幌市の事故を受け、同様の事故が本市でも起こらないとは限らないことから、使い切れないスプレー缶類や、どうしても穴あけを行えないものについて持ち込んでいただける体制をつくりました。しかし、原則はこれまでと変わらず、使い切って穴をあけていただきます。</p> <p>このように案内をすると、穴をあけるべきか、そうでないのか判断に迷い、穴あけをしていないスプレー缶類が危険ごみとして混入するリスクが高まる恐れがあります。しかし、今後は区に対して本市から缶の穴あけ器具を配布していきたいと考えています。</p> <p>持ち込まれた穴あけされていないスプレー缶類については、金属類を処理している業者にて処理を行うよう市で手配をしています。</p>
落合会長	<p>穴の開いていないスプレー缶類の受け入れを市内の一部で行うのではなく、市内全域に排出場所を設けてから開始するべきではないでしょうか。藤島方面などの西側地区については、排出場所がありません。</p>
川尻課長	<p>補足となります。名古屋市においては名古屋市長が急遽穴あけをしない方向に変更すると報道がありました。これは環境部局との調整が行われずに発言されたとのことで、実際に移行する時期については未定であるとのことです。しかし、この報道</p>

	<p>の影響を受け、県内でも穴あけをしない方向を考える動きがあります。こういった中で小牧市でも、危険な行為を避けていただくために排出場所の準備を進めています。</p> <p>会長がご指摘する市内西側方面についてもいずれは排出場所を設置していきたいと考えています。しかし、拠点回収場所を設けると出された物を管理していく必要があるため、いま現在、市として確実に管理できる場所として市役所と第1、第2資源回収ステーションを設定しました。今後、市として管理できると確認できた段階で排出場所を増やしていきたいと考えています。</p>
山本委員	<p>区の立場として、穴をあけることができないスプレー缶類を預かる必要が出てくると考えられます。そういった場合、危険物を保管する基準などがありますか。</p>
川尻課長	<p>区で預かっていただく必要はありません。また、特に保管について規制などはありません。</p>
山本委員	<p>しかし、住民の中にはスプレー缶類を市に持ち込む前に区に何とかしてほしいと持ち込む方もいます。また、今回の対応について、穴をあけずに危険ごみとして排出できると誤認する人が出てくると考えられます。このような場合はどのように対応したらいいですか。</p>
川尻課長	<p>分別不良ごみについては警告シールが張られ、収集されません。そのため、収集前に分別不良ごみの再分別を行う区があると聞いています。こういった過程で中身が残ったスプレー缶類が多量にたまってしまった場合は、廃棄物対策課までご連絡いただければ別途回収にお伺いします。各区に対しても今後周知していくことを予定しています。</p>
辻委員	<p>どこまでのスプレー缶類の穴あけをし、どこまでをしないの</p>

上坂委員	<p>か明確な線引きはできませんか。無理な穴あけは事故につながるということで不安を感じます。</p> <p>皆様の意見を聞いていますと不安が先に立っているように感じます。しかし、市では議論を重ね、多くの手段を考えているように思います。したがって、一度やってみて、結果を確認するのはどうでしょうか。結果をみて各区にどのような問題が上がったのかを確認をするべきではないでしょうか。</p>
北出委員	<p>今回の対応について、わかりやすいチラシなどで市内に周知を行ってはどうか。</p> <p>また、ほかの方も発言されているとおり、分別不良ごみは無くなるとは思えません。これは排出されたごみがどのように処理されているのか知らないからではないでしょうか。</p>
五藤副会長	<p>資料3ページの廃棄物適正処理指導員について、増員をすることですが、こういった業務内容ですか。</p>
藤田係長	<p>廃棄物適正処理指導員は現在6名おり、それぞれ集積場にかかわるパートと環境美化にかかわるパートの2パートに分かれて業務を行っています。集積場にかかわる業務内容としては、ほぼ毎日寄せられる不適切排出に関する通報対応を行っています。通常業務としては基本的に集積場のパトロールを行い、不適切排出を確認した場合は指導を行っています。その他にも、ごみ集積場管理カメラの設置や、事業所の不適切排出に関する指導などを行っています。</p>
五藤副会長	<p>説明を聞きますと表面上の業務ばかりをやっているように感じられます。中小企業ではまだまだ集積場にごみを排出したり、業者にごみを引き渡す際に資源もごみも混載して引き渡すケースなどが多くあります。こういった中小企業に対してもっと踏み込んだ周知や指導を行うようお願いします。</p>



落合会長	<p>皆様から多くの意見を出していただきました。これらの意見をもとに市には周知を行ってください。</p> <p>それでは、続いて議事（２）「生ごみ堆肥化容器無償貸与制度の改正」について、事務局の説明を求めます。</p>
竹村主事	<p>それでは、議事（２）「生ごみ堆肥化容器無償貸与制度の改正」について説明します。</p> <p>資料２の８ページをご覧ください。合わせて、清掃事業概要の８１ページもご覧ください。</p> <p>ここで１点訂正をお願いします。清掃事業概要８１ページのコンポスト容器の平成２５年度の基数は「１５３」が正しい数字ですので修正をお願いします。</p> <p>それでは説明に入ります。</p> <p>現状は、「小牧市生ごみ堆肥化事業実施要綱」に基づき、ごみ減量化対策の一環として、市民が行う生ごみの自家処理を支援することを目的とし、コンポスト容器及び密閉容器を無償貸与しています。</p> <p>この事業は、大規模な堆肥化施設を整備するよりも、生ごみ堆肥化容器を選択した方が、安価でごみ減量化効果が高いとして導入した経緯があり、導入の結果、大きな成果を上げてきました。また、平成２４年度に実施した民間の経営コンサルタントによる経営分析結果からも一定の費用対効果とごみ減量化効果があると診断されています。</p> <p>しかし、一定の効果はありますが、近年の貸与状況については、資料２の実績をご覧くださいとおおり、減少傾向です。</p> <p>これは、事業を開始してから２０年が経過し、８，０９０世帯が利用し、畑等の土地を所有する市民の大半が、この制度を活用したためと考えています。</p> <p>これらのことから、初期の目的は達成したとして、当該事業を見直すこととし、本審議会に議事として上げました。</p> <p>それでは、事業の見直し（案）について説明します。</p> <p>先ほども説明しましたが、生ごみの減量化には、行政による</p>

施設整備と生ごみ堆肥化容器等を活用した市民による堆肥化があります。莫大な費用をかけて生ごみ堆肥化施設を整備するよりも安価で現実的な市民による堆肥化を選択する自治体は、26市あり、その全ての自治体が補助制度を採用しています。

先ほどからも申し上げていますが、生ごみ堆肥化容器は、ごみの減量の観点から最も有効であると考えていますので、今回提示します事業見直し（案）は、現状の無償貸与制度から、既に貸与済みの市民も対象とした補助制度への変更をするものとなっています。

実際の運用について説明しますので、9ページをご覧ください。

上段の「要綱」から順に説明します。

「要綱」については、清掃事業概要の81・82・85ページに、それぞれの要綱がありますが、これらの要綱を全て廃止し、新たに「小牧市家庭用生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱」を制定します。

「対象機器」としては、コンポスト容器や密閉容器などの「堆肥化容器」、台所で生ごみの水を切るなどに用いる「減量容器」、電気を使用して堆肥化させる「生ごみ処理機」としております。

「フロー」としましては、現行の「小牧市家庭用生ごみ処理機設置費補助金交付要綱」と同様に、市内の販売店で購入した際、販売店側に証明書の記入をいただき、申請書と合わせて提出してもらうかたちです。

「対象」については、市内に住所を有すること、市内の販売店で購入し、適正に機器を管理できること、アンケート調査に協力することとしています。

「容量」については、制限なしとしています。

「補助率及び補助額」について説明します。補助率については、現行の「小牧市家庭用生ごみ処理機設置費補助金交付要綱」では、5分の3としていますが、本市の定める補助金の交付基準に基づき、購入費の2分の1とし、上限額については、3万円から4万円に引き上げることを考えています。

	<p>なお、生ごみ処理機は、6万円を超えるものもあり、補助率を2分の1にしても上限額を4万円にすることで、昨年度の実績から見ても自己負担額に、大きな影響はないものと考えます。</p> <p>「個数」については、これまでの要綱と同様に、生ごみ処理機は1基、他の容器については、それぞれ2基までとします。</p> <p>「再申請」につきましては、生ごみ処理機は、現行のまま5年とし、他の容器につきましては、3年としております。</p> <p>「備考」として、現行の要綱で既に対象となっている方についても、新たに申請できるよう考えています。</p> <p>以上で説明を終了します。</p>
落合会長	<p>ただいまの事務局の説明について、質疑、意見等があればお願いします。</p>
松永委員	<p>これまで無償だったコンポストが有償となるのですか。</p>
竹村主事	<p>コンポストを購入いただき、半額の補助金を支払うというかたちです。</p>
松永委員	<p>ごみの減量に効果のあるコンポストを有償化するというのは施策に逆行していませんか。</p>
竹村主事	<p>無償貸与を必要とする市民にはコンポストがいきわたっていると考えられます。今回の補助金制度に切り替えることでコンポストを借りている人も新たに補助金の対象となります。</p>
中村委員	<p>すでにコンポストは必要とされる人にいきわたっていることですが、コンポストはずっと使用し続けられることが前提の話ですか。</p>

竹村主事	コンポスト容器は丈夫なものを貸与しており、無償貸与期間の3年を超えても使用できるものです。
栗本委員	貸与期間は3年ですか、5年ですか。それを過ぎたら料金を支払う必要が出てくるのですか。それでは、堆肥化容器の利用率が下がり、ごみの減量化にもつながらないのではありませんか。
竹村主事	<p>コンポストの無償貸与期間は3年です。</p> <p>コンポストについては、これまで行っていた無償貸与から、それぞれ利用者が必要とする生ごみ堆肥化容器を購入いただき、その半額の補助金を支払うという制度への切り替えを考えています。</p>
栗本委員	すでに無償貸与を受けているコンポストに対しては料金を支払う必要はないのですね。
竹村主事	すでにお渡ししているコンポストについて、新たに料金が発生することはありません。
栗本委員	今後は新たに必要とする場合は市に料金を支払う必要があるのということですか。
竹村主事	市に支払うのではなく、利用者が市内販売店にて必要な堆肥化容器を購入し、その後市に対して補助金の申請をしていただくと2分の1の補助を受けることができます。
松永委員	つまり、今後新しくコンポスト容器を必要とする場合、負担額が発生するということですね。これは無償貸与から逆行しているということではありませんか。
藤田係長	コンポストの貸与制度というものは、コンポストとはどうい

<p>松永委員</p>	<p>ったものなのか体験していただくことを目的に実施しているものです。ここ近年の利用者の減少から、コンポストがどういったものなのか体験していただくという初期の目的は達成できたとの考えから、今後は受益者負担という考えのもと、補助制度への切り替えを考えています。</p> <p>まだ、コンポストを必要とされる方がいると考えられるため、新規の方については無償貸与を継続し、その他の方については補助制度を行うというのはいかがでしょうか。</p>
<p>川尻課長</p>	<p>コンポストの無償貸与事業については、コンポスト容器というものがどういったものなのか一度体験いただき、継続利用を希望される方については個人の負担で購入いただくという制度です。導入当初は年間1,000件を超える多くの利用者がありました。年々減少し、現在は年間100件程度に減ってきたという経緯があります。したがって、継続して利用を希望される方は100%の自己負担が必要な制度でした。しかし、制度がある程度定着してきたと判断できることから、継続利用され方にも利用いただける補助制度に切り替えていきたいと考えるものです。</p> <p>また、経営診断という外部からの評価を受けた際、市民が個人で利用するものに市が全額補償するのはどうなのか、受益者負担を考えるべきではないかとの意見を受けていました。しかし、事務局側としては、減量効果が上がってきている制度であるため、継続していきたい旨の主張を続けてきました。しかし、制度の周知について出前講座や窓口での案内を続ける中でも、利用者の減少は年々続いており、また市として本来の補助金制度に戻すべきであるとの考えもあることから、補助金制度に切り替えていくことを考えています。</p>
<p>落合会長</p>	<p>事務局としてもコンポスト無償貸与事業は続けていきたいとの考えがある中でも、これ以上続けていくことが難しい状況</p>

	<p>であるとのことから、補助制度に切り替えていきたいとのことであると受け止めました。いろいろと意見はあるかと思いますが、今後は補助制度にせざる負えないことであると思います。</p>
上坂委員	<p>コンポスト無償貸与事業にどれくらいの金額がかかっているのでしょうか。</p>
川尻課長	<p>コンポストの無償貸与事業について、平成26年度の市が購入したコンポストの代金としては110万5千円です。</p>
上坂委員	<p>ありがとうございました。以上です。</p>
落合会長	<p>今後の先行き次第では計画通りにごみの処理ができなくなる可能性もあります。そういった中でもごみの減量に期待ができる堆肥化容器については進めていただきたいと思います。それでは、本日予定している議事については以上です。</p>
	<p>続きまして、次第4その他について、事務局に説明を求めます。</p>
竹村主事	<p>それでは、4その他、(1)剪定枝の回収量について及び(2)平成26年度再資源化率について一括して説明いたします。</p> <p>最初に、その他(1)剪定枝の回収量について説明します。</p> <p>剪定枝は平成27年7月よりリサイクルプラザ内の第2資源回収ステーションにて拠点回収を開始しました。受入実績としましては、次第をご確認ください。7月が24.27トン、利用者数は259人、8月は19.07トン、利用者数は220人でした。</p> <p>本日お配りしていますカラーの資料をご確認ください。これは、平成27年9月15日号広報こまき掲載記事です。2ヶ月運用した結果、問題点として、事業系が疑われる持ち込みがあげられました。事業者による一般を装った持ち込みを防ぐため、1日の持ち込み量に1トン(およそ軽トラック3台分)という制限をかけることとしました。</p>

	<p>続きましてその他（２）平成 26 年度再資源化率について報告します。</p> <p>平成 26 年度の実績値ですが、事前に送付しております平成 27 年度清掃事業概要の 14 ページ最下段をご覧ください。再資源化率の実績は、30.7%でした。</p> <p>続きまして平成 26 年度の目標値は、昨年策定しましたごみ処理基本計画（青い冊子）の 71 ページ表をご覧ください。表の最下段が再資源化率の目標値です。平成 26 年度目標値は 31.5%、実績と比べると 0.8%マイナスでした。</p> <p>目標が達成できなかった要因は、清掃事業概要の 16 ページをご覧ください。資源の減少及び、事業系一般廃棄物の増加が要因と考えられます。資源の減少原因は、民間業者による古紙回収コンテナの設置が進み、行政回収量として把握でない資源が民設の古紙回収コンテナに流れていることと考えています。また、事業系一般廃棄物の増加は景気の動向によるところが大きいいため、今後の景気回復次第では右肩上がりとなると考えられます。これらの複合的な要因から、ごみの総排出量が減少したものの、再資源化率が目標を達成できなかったと考えられます。</p> <p>今後、本市の再資源化率を上げる方法として、本年度 7 月より開始しました剪定枝の拠点回収により、燃やすごみの減量を図ること。また 11 月より第 2 資源回収ステーションにて使用済家庭系パソコン・携帯電話の拠点回収を開始するなど市民の排出機会を増やすこと。事業者に対しては再資源化できる古紙や剪定枝、食品廃棄物などの再資源化を指導するなど進めて参ります。</p>
落合会長	何かご質問等はございますか。
	【質疑等なし】
落合会長	それでは 4 その他について意見がないようですのでこれで終了したいと思います。

次回審議会において、可能であれば4月から稼働を開始している新ごみ処理施設の稼働状況などを報告いただきたいと思います。

それでは、長時間に渡り、ご意見、ご協力をいただきありがとうございました。これにて閉会いたします。